

都留市立東桂中学校部活動ガイドライン

平成 31 年 4 月

都留市立東桂中学校

都留市立東桂中学校部活動ガイドライン

1 ガイドライン策定の趣旨等

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加によって行われなければならない。異年齢との交流の場で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係を構築したり、生徒の自己肯定感を味わわせたりするものである。競技や文化活動を「する」ことのみならず、「見る、支える、知る」と行った視点で、生涯にわたるスポーツや文化活動を豊かにするための関わり方を学ばせるものである。

しかし、今日においては、部活動指導が教員の長時間労働につながっていることや、適切な休養を伴わない、行き過ぎた活動による授業への影響やスポーツ障害の懸念など、様々な課題が指摘されている。

こうしたことから東桂中学校では、生徒や指導者にとって望ましい運動部活動の環境を整備することを目的に「都留市立東桂中学校部活動ガイドライン」を策定する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

- 東桂中学校は、スポーツ庁及び文化庁のガイドラインに則り、「都留市立中学校部活動ガイドライン」を参考に「都留市立東桂中学校部活動ガイドライン」を策定する。
- 校長及び部活動顧問は、生徒、保護者及び地域の理解や協力体制を整えるため、以下の点に取り組む。

- ◆校長は、学校教育目標の実現に向けて本ガイドライン及び都留市教育委員会が策定した方針に則り、毎年度「部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- ◆部活動顧問は、本ガイドラインに基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、部活動顧問を複数配置し、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、各活動の運営、指導が顧問教員に任せきりとならぬように、教員の負担軽減の観点にも配慮しつつ、学校全体としての指導・運営に係る体制の構築を図る。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- 部活動顧問及び部活動指導員、外部指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰等の根絶を徹底する。また、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障

害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

- 部活動における休養日及び活動時間については、以下の基準とする。

- ◆学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、シーズン期(教育内大会4週間前)の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。)
- ◆生徒の1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- 校長は、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表するとともに、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。
- 週休日等に活動を行う場合は、事前に「対外試合及び土・日等活動届書」を提出し、活動時間・活動場所・輸送方法等を学校全体で把握する。

5 参加する大会や練習試合等の見直し

- 校長及び部活動顧問は、教育内大会以外の大会や練習試合等について、次により見直しを行う。

- ◆校長は、生徒の教育的意義、生徒や部活動顧問、保護者の負担等が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- ◆部活動顧問は、シーズン期とシーズン期以外の活動が、メリハリのついた活動となるよう、参加する大会等を精選し、年間活動計画に参加する大会等を位置付ける。

6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動を年度ごとに設置する。その際、生徒・教員数の動向、生徒や保護者の意向、新入生のニーズ、継続的な運営について十分に検討する。
- 校長は、部員数の減少等に伴い、大会等に出場する人数を満たさなくなった場合は、その都度、持続的な活動の観点で協議する。

7 その他

- 本ガイドラインは、平成 31 年 4 月 1日から適用する。